

求人企業の皆様へ

## 2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増率が50%以上に引き上げられます

2010年4月1日から月60時間を超えた時間外労働に対しては50%以上の割増賃金を支払うよう法律が改正されました。ただし、中小企業に対してはこの引き上げが2023年3月まで猶予されていました。2023年4月以降、中小企業に対しても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、現行の25%以上から50%以上に引き上げられます。

概要は下記厚生労働省のリーフレットをご覧ください。

[2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の割増賃金が引き上げられます\(PDF、633KB\)](#)

求人企業の皆様の中にもこの法改正に向けた準備(就業規則や時間外労働申請、及び報告書の変更等)が必要な場合がございますので是非ご確認ください。